

新潟県条例第35号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年新潟県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
（職員の派遣）	（職員の派遣）
第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決 めに基づき、当該団体の業務にその役職員として 専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を 除く。）を派遣することができる。 (1)～(3)の2 (略) (4) <u>削除</u> (5)～(10)の2 (略) (11) <u>削除</u> (12) (略) (13) <u>削除</u> (14)～(18) (略) <u>(18)の2 医療法人愛広会</u> <u>(18)の3 (略)</u> <u>(18)の4 (略)</u> <u>(18)の5 社会福祉法人長岡福祉協会</u> (19)～(26) (略) 2・3 (略)	第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決 めに基づき、当該団体の業務にその役職員として 専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を 除く。）を派遣することができる。 (1)～(3)の2 (略) (4) <u>財団法人環日本海経済研究所（平成5年10月</u> <u>1日に財団法人環日本海経済研究所という名称</u> <u>で設立された法人をいう。）</u> (5)～(10)の2 (略) <u>(10)の3 財団法人新潟県中越沖地震復興基金</u> <u>（平成19年10月17日に財団法人新潟県中越沖地</u> <u>震復興基金という名称で設立された法人をい</u> <u>う。）</u> (11) <u>財団法人新潟県中越大震災復興基金（平成</u> <u>17年3月1日に財団法人新潟県中越大震災復興</u> <u>基金という名称で設立された法人をいう。）</u> (12) (略) (13) <u>財団法人新潟県文化振興財団（昭和56年3</u> <u>月3日に財団法人新潟県文化振興財団という名</u> <u>称で設立された法人をいう。）</u> (14)～(18) (略) <u>(18)の2 (略)</u> <u>(18)の3 (略)</u> (19)～(26) (略) 2・3 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第4号の改正、同項第10号の3を削る改正並びに同項第11号及び第13号の改正は、公布の日から施行する。